

(件名) H22年度の鹿児島県鳥インフルエンザの報告書は公表されているが、令和2年度以降については報告書が作成されていない。そのため、改めてそれを作成し、公表することを求める陳情

(陳情の趣旨)

平成の時代に発生した鳥インフルエンザの家禽への感染については、鶏舎の数や形式(開放鶏舎かウインドレス鶏舎か)について報道がされていたが、令和2年度の計52農場(18県)で、殺処分数が900万羽を大きく超えた分については、ほとんど情報が報道に挙がっていないと思われる。

少なくともこの11月に出水市で発生した2例では、農場名はもちろんのこと、鶏舎の形式やその数も報道に挙がっていない。しかし、平成22年度に鹿児島県出水市で発生した事例については県から「平成22年度鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの発生と防疫措置 平成24年10月」という報告書が公表されている。これには、鶏舎の形式からその数も記載がある。

なお、国からは、「令和2年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書 令和3年9月24日」が公表されているが、これは概括的な報告であり、個別の事例については全く記載がない。そもそも、52例それぞれの飼育鶏数や殺処分数の一覧さえ記載がない。

しかしながら、令和2年度の感染状況は、平成16年度(2004年度)に79年ぶりに家禽への感染が発生して以来の最大規模であり、以下に挙げるように、第2位以下を大きく上回っている。(以下、合計羽数は概数)

第1位: 令和2年度(2020年度) 全国18県で52農場, 合計約987万羽

第2位: 平成17年度(2005年度) 茨城県, 埼玉県で41農場, 合計約578万羽

第3位: 平成22年度(2010年度) 全9県, 24農場, 合計約183万羽

また、令和2年度は香川県12例、宮崎県12例、千葉県11例と同一県で10件以上の多発になっているが、不思議なことに小規模養鶏場での発生はこれ等の県を含めて全都道府県で報告されていない。

殺処分した家禽については健康であることを前提にした評価額が防疫指針によって補償されることになっている。また、家畜伝染病予防法により、家禽は一羽で最高800円の手当金・特別手当金が出ると決められている。同法では、移動・搬出制限によって発生した損害や費用についても100%の公費からの支出が決められている。そのため、令和2年度の鳥インフルエンザ関連の公費支出は1000億円を超える規模になっている可能性がある。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染が拡大した時期であり、またそのワクチンの接種が開始された時期でもある。mRNAワクチンは筋肉注射であるため、粘膜免疫をほとんど誘導せず、感染防止はほとんど出来ない。そのため、発症防止や重症化防止にのみ役立つとされていたが、いつの間にか感染防止にも役立つということになり、感染数の推移からワクチン接種の必要性が言われてきている。しかし、このことはワクチンの性格から言って、不合理である。

令和2年度の鳥インフルエンザの家禽での大流行や感染の仕方についての情報、及びその公費支出についての公表がないことは、小規模農場や裏庭養鶏での感染が無かったことを考えるとやはり不合理である。

このような不合理はより大きな不合理を招き入れ、やがて国家の屋台骨を折ってしまう可能性が高い。

以上の趣旨から下記のことを陳情する。

令和2年度及び今年度の鹿児島県での鳥インフルエンザの家禽への感染事例について、平成22年度の報告書と少なくとも同等の報告書を作成し、それを公表すること。

以上